

成果発表

高等教育機関における手話通訳者の養成に関する課題 — 大学生が全国手話通訳統一試験受験資格を取得するための課題 —

二 神 麗 子¹⁾・金 澤 貴 之²⁾・中 野 聡 子³⁾

1) 群馬大学大学教育・学生支援機構学生支援センター

2) 群馬大学教育学部障害児教育講座

3) 大阪大学キャンパスライフ健康支援センター

Issues concerning the training of Japanese sign language interpreters in universities etc.

Reiko FUTAGAMI¹⁾, Takayuki KANAZAWA²⁾,
Satoko NAKANO³⁾

1) Student Support Center, Gunma University

2) Department of Special Education, Faculty of Education, Gunma University

3) Health and Counseling Center, Osaka University

キーワード：手話言語条例、手話通訳養成、学術手話通訳

Keywords : Treatment of sign language, Training of Japanese sign language interpretation,

Academic Japanese sign language interpretation

(2017年8月31日受理)

1. はじめに

現在、聴覚特別支援学校から高等教育機関(以下、「大学等」とする)に進学する聴覚障害学生が増加の傾向にある。平成28年度は1,917人になり、前年度より180人増えている(日本学生支援機構、2017)。これまでは、地域の通常学校を卒業し、手話を習得せずに入学する聴覚障害学生が多かったが、大学等の進学者数の推移がほぼ横ばいである(文部科学省、2017)ことを考慮するならば、聴覚特別支援学校の卒業生で大学等に入学する数が相当数含まれてきていることが推察される。彼らの中には、手話を既に習得してから入学するため、講義を受ける際の情報保障ニーズとして手話通訳を挙げる人もいることが考えられる。まず第一に、手話を母語とする学生が、最もストレスなく理解でき

る言語は手話である。加えて、最近ではアクティブラーニングを重要視する大学等も増え、さらに、大学院に進む聴覚障害学生も増加していることに伴い、ディスカッション形式の講義に対応できる手話通訳ニーズが高まっていくことも予測される。ディスカッション形式の授業は講義形式と異なり、他者の発言を受信した上で、自身も発信しなければならず、特に本人からの手話による発信をどのように受け止めて会話を成立させるかが争点となる(金澤、2011)。手話通訳は双方向性があり、タイムラグが少ない情報保障手段のため、ディスカッション形式の授業形態で最大の効果を発揮する。加えて、韻律的要素(イントネーション、アクセント、ポーズ)は文字通訳では欠落してしまうが、手話通訳の場合、話し言葉である異言語への変換であるため、相手の感情をつかんだ上で対話に「参加」で

きる。このような理由から聴覚障害学生が授業に「参加」できていると言える環境を保障するために最も有効な情報保障手段の一つが手話通訳であり、その整備が、今後ますます重要になってくるであろう。また、障害者差別解消法が制定されたことにより、各大学等で障害学生に対する合理的配慮の提供が求められるようになったことも手話通訳ニーズの増加の促進要因となり得る。さらに群馬県など「手話言語条例」において聴覚特別支援学校での「手話で各教科・領域を学ぶ」環境整備を盛りこんだ自治体の増加により、手話を用いて各教科・領域を教えることのできるスキルを有する教員が求められている点も注目に値する。このように、手話スキルを持つ専門職の育成に加え、高等教育機関における手話通訳を担えるような学術手話通訳者という、高度なスキルを持つ人材の育成が喫緊の課題となりつつある。

一方で、現行の通訳者養成は、都道府県が行う福祉施策の必須事業である「意思疎通支援事業」の一環として実施されている。しかし今後は、聴覚障害学生の手話通訳ニーズに応えるべく、地域で行われてきた既存の養成のみならず、高等教育機関において手話通訳者の養成を行っていくことが必要になると考えられる。

そこで本稿では、まず手話言語条例と手話に関する現行の制度との比較検討を行い、手話言語条例に基づく施策によって実現しうる内容を明らかにし、現行の手話通訳者養成にまつわる課題を整理した上で、群馬大学において平成29年度から新規事業として着手した手話通訳養成事業で課題となった諸事項を手がかりに、学術手話通訳者養成のための第一歩として、大学において、学生が全国手話通訳統一試験受験資格取得相当の手話および手話通訳技術のスキルの習得を図るための検討課題を洗い出すこととした。

2. 手話通訳関連法案・条例に基づく手話通訳者の派遣・養成に関する課題

2.1. 手話言語条例における手話通訳者の養成・派遣について

平成29年7月末現在、101の自治体で「手話言語条例」が制定されている。その多くは市町村で制定されており、手話通訳の派遣に関する施策について言及してい

る自治体がほとんどである。それは、「いつでもどこでも手話通訳を」というのが、ろう者の積年の願いであり、また、手話通訳者派遣の実施主体は市町村であるため、市町村の条例に手話通訳者派遣に関する事項を盛り込むことで、現行の制度がより手厚いものになることが期待できるからである（二神・金澤・任・上田、2016）。しかし現状では、手話通訳者の数は常に不足しており、また、その身分保障の不安定さが問題となっている。これらを改善するための施策が進むことを期待した条文を作成している自治体も少なくない。

手話通訳者の養成は、意思疎通支援事業として、都道府県の必須事業になっている。市町村の必須事業としては、「手話奉仕員」の養成があるものの、その目的は、聴覚障害者の生活や福祉制度等について理解と認識を深め、手話で日常会話を行うのに必要な手話技術の習得である。そのため、通訳の技術を学ぶには、都道府県事業の手話通訳者要請講座に通う必要がある。

2.2. 現行の手話通訳者養成の方法

手話通訳の資格は、厚生労働省認定資格である手話通訳士と、各都道府県の登録手話通訳者の2つがある。前者には受験資格に関する条件は20歳以上という年齢制限以外は特になく、1回の試験のみで判断するのに対し、後者は全国統一手話通訳試験に合格した者を対象に、各都道府県が実施する試験に合格して初めて「手話通訳者」として活動できるものである。さらに全国統一手話通訳試験の受験資格を得るには、厚生労働省が定めた手話通訳者養成講座の基準を満たす形で各都道府県が実施する「手話通訳者養成講座」（基本、応用、実践コースの3段階あり、全て修了するには約2年半～3年間を要する）を受講し、修了していなければならない。また、手話通訳者養成カリキュラム受講の前提条件として、「手話を駆使して特定の聴覚障害者と日常会話が可能な者」とあるため、市町村で開講されている「手話奉仕員養成講座」（入門及び基礎課程の両方で約2年間を要する）を修了することが一応の基準となっている。これに、さらに条件を加える地域もあり、例えば群馬県では、2～3年程度の手話サークル歴を求めている（ただしこの条件は必ずしも絶対条件ではなく、基本コース受講に耐えうる技能を身につ

けているとみなされれば免除となるケースもある)。したがって、地域で開かれる手話通訳養成カリキュラムを修了し、統一試験の受験資格を経るには、最短でも5年を要することになる。加えて、養成講座は週1回の開講としている地域が多く、そのため、ひとつのコースを終えるのに半年はかかってしまい、そのことが学習効果の悪さ、継続率の低さに繋がっていると考えられる。全日本ろうあ連盟(2017)が実施した意思疎通支援事業に関する全国調査の結果では、20代での有資格者は極めて少なく、高齢化も招いていることが明らかになった。また、手話通訳士実態調査事業委員会が行った調査(2010)に置いて、現行の手話通訳者養成課程の課題がいくつか挙げられており、その中のひとつを例にあげると、手話を学び始めてから手話通訳の講習を受け、統一試験受験資格を得るまでの期間は長期化している一方で、手話通訳技術の習得期間が長ければ長いほど、合格率が下がるという矛盾を抱えた結果が出ている。これら2つの全国調査からもわかるように、現行の制度のままでは手話通訳者の増員はおろか、減少の一途を辿り、手話言語条例に期待されるどころの「いつでもどこでも手話通訳を」という理念が現実のものになるには、かなり厳しい現状である。

3. 求められる新たな手話通訳者像

一方、1で述べたように大学等の高等教育機関へ進学している聴覚障害学生は年々増加しており、聴覚特別支援学校からの進学者も少なくない。聴覚特別支援学校からの進学者は手話を習得していることが多いため、大学等で手話による授業を希望する学生が潜在的には増えていると考えられる。そして、大学等で学んだ聴覚障害学生らは、専門知識・技能を身につけた上で、地方公共団体や企業、事業所等に就職していくことになる。就職後、彼らが専門的な能力を発揮し、仕事をしていくためには手話通訳などの情報保障の活用が必要不可欠である。しかしながら、企業等に対して公的な福祉サービスを利用することはできず、雇用主の負担によって情報保障が賄われることになる。実際のところは、会議・打ち合わせ等に情報保障がつくことはまだまだ少なく、そのために研修等の参加を諦め、昇進できずにいる聴覚障害者が多いという指摘もある

(水野、2014)。しかし、平成28年に障害者差別解消法が施行されたことにより、事業者に合理的配慮の提供が求められるようになったため、今後は会議や研修等に情報保障がつくことも増えていくと考えられる。このように、聴覚特別支援学校から高等教育機関に進学する聴覚障害学生の増加、また、障害者差別解消法に基づく合理的配慮提供の努力義務あるいは義務化、そして、教育機関においては、手話言語条例制定に基づく、「手話で各教科・領域を学ぶ」環境の整備に努めることを示されるなど、今後は、専門分野における手話通訳ニーズが高まってくることが予測される。加えて、就労の環境整備の課題の解決については、企業等が積極的に手話通訳者を雇うことが理想とされるが、しばらくは、同僚によるナチュラルサポート的な支援が主流となるだろう。そうすると、地方公共団体や企業、事業所で特殊技能として手話通訳技術を持ち合わせた人材の需要も高まってくると考えられる。同様に、教育現場においても、教育の専門性に加えて、手話技術を習得することへの需要が、手話言語条例の制定に伴い高まることも考えられる。加えて、福祉、医療現場などの専門的な場面において、聴覚障害者に対して直接的アプローチのできる専門家の必要性も指摘されている(原、2015)ことから、高等教育機関での通訳技術の習得は今後、ますます需要が高まってくると考えられる。

4. 社会的背景の変化にみる手話通訳者養成・派遣制度の課題

4.1. 手話通訳者養成・派遣制度開始時の社会的背景にみる受講生と通訳依頼のニーズの合致

ここで、現行の手話通訳者養成・派遣の制度の変遷をみていく。日本の手話通訳に関する制度は、1970年の「手話奉仕員養成事業」から始まる。その後、設置通訳者の配置、手話通訳者の派遣・養成と、70年～80年代にかけて手話通訳に関する福祉制度が整備されていく。手話通訳が制度化された70年代当時の社会背景を見ていくと、「男性は仕事、女性は家事育児」という性別役割分担の考えが広く普及した時で、実際に専業主婦の割合は多かった時代だった。手話奉仕員及び手話通訳者養成の講座の開講時間は平日の昼間の場合が多く(夜間も開講している地域もある)、「主婦層」

の女性たちにとっては受講しやすい時間帯であった。そうして、手話通訳者養成講座を受講し、手話通訳者活動の中心となっていったのも、主婦層であった。さらに、手話通訳を必要とするろう者のニーズも、特に平日昼間に多かったと考えられる。例えば、病院での診察時の通訳や、役所に手続きに行く際の通訳など、平日の昼間にしか開いていないような、しかし日常生活に欠かせない場面での手話通訳である。

したがって、昼間に手話通訳の技術を習得し、その後の手話通訳活動の主な時間帯も昼間だった為、需要と供給のバランスがとれていたと考えられる。

4.2. 現在の手話通訳者を取り巻く課題

全日本ろうあ連盟が行った「意思疎通支援者養成研究事業報告書」(2017)によると、現在の手話通訳者及び制度に関する課題は下記のものが挙げられる。

【高齢化の課題】

手話通訳養成講座の受講者及び指導者・講師の高齢化が課題となっている。近年は特に、共働き世帯が増え、若い世代は日中に養成講座に通うことが難しくなっている。その影響もあってか、20代～30代の資格取得者数がかかなり少ない。70年代頃に手話通訳者となった当時20～30代だった担い手が、40年経った現在も現役で通訳業務を担っている現状がある。

【手話通訳養成講座の問題】

調査結果によると、受講者が集まらない、途中で辞

める人がいる、手話奉仕員から手話通訳者養成講座の受講につながらない、昼間の受講生が集まらないといった課題がある。「途中で辞める人がいる」ということについては、講座の修了条件として80%以上の出席を求めているため、学生や仕事をしている人にとっては、毎週同じ時間に通うことが難しいということも背景として考えられる。また、「受講者が集まらない」「昼間の受講者が集まらない」といった課題については、そもそも昼間は仕事をしている人が増加していることに加えて、手話通訳の資格を取っただけでは安定した職に就けないということも影響している可能性がある。

【通訳者の問題】

調査結果からは、通訳の依頼件数の多い昼間に派遣できる手話通訳派遣の登録者が少ない、手話通訳者の身分保障の不安定さ、専従の手話通訳者だったとしても非正規雇用がほとんどを占めることなどが挙げられた。

これらの問題が指摘するのは、手話通訳者の養成及び派遣に関する需要と供給のバランスが崩れてしまっていることなのではないだろうか。

4.3. 社会的背景の変化にみる現行の制度の課題と解決策

手話通訳者の大半を占めるのは女性であり、かつ、手話通訳に関する制度が整ってきた70年代当時の社会

表1 「女性」に関する社会的背景の変化にみる手話通訳者養成事業の課題

	手話通訳制度開始頃 (1970年代)	現在 (2000年代)	予想される結果
産業構造における女性の位置づけ	専業主婦→多い 「性別役割分担」の考え方 日中、時間調整しやすい	共働き家庭→増加 女性も進学し、働く 日中、時間調整できない	手話通訳者の担い手として期待されていた「女性」の減少
週1回の通いやすさ	専業主婦には通いやすい	変化の多い学生には通いづらい	受講生の減少
資格取得可能な年齢	30-50代 (結婚・出産による退職、子育て終了後)	60代 (育児休暇取得し、仕事復帰、定年後)	手話通訳者の高齢化 ライフサイクルの中で発生するイベント(親の介護など)で講座に通うことが中断
昼間の開講の通いやすさ	通いやすい (専業主婦のため)	通いづらい (授業中及び勤務中のため)	受講生の減少
通訳可能な時間帯	平日昼間	夜間・休日	昼間の通訳者不足
収入への期待	家計の補助として	家計の主な稼ぎ手として	より条件の良い仕事を選ぶ
女性の進学率	全体の1割程度	全体の5割程度	高等教育機関における手話通訳者養成の可能性

手話通訳士実態調査事業報告書(社会福祉法人聴力障害者情報文化センター手話通訳失態調査事業委員会, 2010)を参考に作成

背景を鑑みると、手話通訳に関する諸課題を考える際には、女性を取り巻く社会的背景を踏まえる必要があるだろう。表1は、手話通訳者や通訳者養成、及び女性をめぐる社会的背景などをまとめた上で、今後予想される手話通訳をめぐる結果を示したものである。これまでに述べたように、手話通訳者の養成に関する課題については、担い手の中心は女性であり、手話通訳制度が始まった70年代と現在とでは、女性をめぐる環境が大きく変化した。70年代は「主婦層」に支えられた手話通訳制度だが、当時想定していた「主婦層」の「女性」と現在の「女性」は下記の点で大きく異なっている。最も大きな理由としては、女性の社会進出が進み、有職者の女性が増加したということである。したがって、主に日中に活動の場がある手話通訳活動に携わることが難しく、また、週1回、決められた時間に通わなければならない手話通訳者養成講座の受講の継続も困難である。

加えて、養成講座に通う人の様相も変化している。70年代では、結婚・出産・育児とともに退職する人が多かったため、子どもが小学生になるなど、子育てがひと段落した30～50代での受講者が多かったが、現在は産後休暇・育児休暇の充実に伴い、職場復帰する女性が増え、仕事がひと段落する60代になって養成講座に通い始めるなど、受講生の高齢化が進んでいる。

また、手話通訳者の身分保障が十分ではないことから、家系を支えなければならない場合、より安定した、条件の良い別の仕事を選ぶ必要性も生じる。その結果、平日昼間の通訳依頼ニーズが高い時に動くことのできる手話通訳者が不足してしまうことにもつながると考えられる。

一方で、女性の社会進出に伴い、手話通訳に関する別の潜在的可能性を思い出すこともできる。それは、女性の進学率の増加である。70年代には全体の1割程度だった女性の進学率が、現在は5割にまで増加している。すなわち、これまで手話通訳の担い手として期待されていた「女性」ではなく、大学等に進学し、卒業後も働き続けるという現在の「女性」が、仮に大学等の在学中に手話通訳の技能を身につけることが可能であれば、学術的に高度な内容の通訳も担当できるようになる可能性があるということである。

5. 在学中に手話通訳者資格を得るためには

5.1. 学生が手話通訳技術を身につける方法

大学生が短期間で前述した基本コース受講の条件を満たす程度に手話に熟達するためには、大学あるいは地域の手話サークルに頻繁に通い、大学の聾学生や地域の聾者との濃密な交流が必要となる。実際、聾学生が同級生にいたり、機会に恵まれた学生にはそれ相応の技術を身につける者もいる。

しかしながらこのように学生の自主性に依存し続ける限りは、手話通訳者養成もまた偶発的な要素に左右されることとなる。手話通訳資格取得希望者に対し、一律にこうした「自主的」な活動を義務付けることは現実的に困難である。したがって、手話通訳養成をシステムチックに大学で行うための鍵は、短期間での手話習得を、「いかにして大学の正規のカリキュラムの中で可能とするか」が課題にある。

一方、大学の講義は基本的に週1コマ×15回で構成される。しかしながら、週1コマの講義を毎週受講するだけでは（手話通訳者養成講座受講の条件となる程度の）手話の習得は困難であることは経験的にはほぼ明らかであることを踏まえると、検討すべきは、①どのような内容の講義を、②一週間の中にどの程度取り揃えれば、手話の習得が可能なのか。そしてそれを③いかにして学生が無理なく受講可能な講義の枠に当てはめていくかにあるといえる。

5.2. 手話通訳者養成講座を学生が受講する困難さ

次に、仮に1年間で手話通訳者養成講座受講条件に合致する程度の手話のスキルを習得したとして、次に地域の手話通訳者養成講座を受講するとすると、そこから3年間を要することになる。

また、大学生にとって、毎週定期的に開催される養成講座を欠かさず受講し続けることは決して容易ではない。厚生労働省が示すカリキュラム案では基本コースが35時間、応用コースが35時間、実践コースが20時間以上の計90時間であり、各都道府県で実施する際にはこれを上回る時間設定がなされており、基本的には欠席がほぼ認められない。しかしながら、大学にとっては、課外活動である養成講座について配慮してさまざまな学習活動を設定しているわけではない。中でも特に教育実習は長期に渡ってこの活動に集中すること

が求められるため、欠席せずに受講を続けることは極めて困難となる。したがって、地域の手話通訳者養成講座を通して手話通訳の技術および資格取得を目指す場合、本人の強い意志に加え、欠席分を補講で補うなどの養成講座主催者側の配慮も求められる。

それゆえに、学生の手話通訳資格取得を可能にするためには、大学の中に同等の講座を設置することが必要となる。

5.3. 大学における手話通訳者養成の課題

大学が手話通訳者養成を独自に行うためには、基本、応用、実践コースに相当するカリキュラムを用意した上で、各都道府県における手話通訳者養成事業においてそれらが認められればよい。したがって検討すべきは、(1) いかにしてこれらの講義内容を実のあるものとして設置するか、(2) これらの3つの講座を教員養成カリキュラムのどこに設ければ、学生が無理なく効率的に受講できるか、加えて(3) 正課以外に日常的に手話に触れ、手話通訳実践を積む環境をいかにして用意するか。そのためには、手話言語学や手話通訳理論、(手話言語も含めた)第二言語習得理論などの知見を踏まえ、最適解を探っていく工夫が求められる。

6. 考察

高等教育機関に進学する聴覚障害学生の増加に伴い、求められる手話通訳者像が変化し、現行の手話通訳養成講座も女性や手話通訳を含む福祉制度等の社会的環境の変化に伴い、新たな手話通訳者養成のあり方について考える時期に来ているのではないだろうか。平成元年に手話通訳士の資格制度が始まり、国立障害者リハビリテーションセンター学院手話通訳学科のように手話通訳の養成を専門に行なっている学校も現れた。それまでは手話通訳者の養成は地域で行なわれていたため、その地元に住むろう者が講師となっていた。加えて、手話サークルの入会も勧めていることから、地域に密着した手話通訳者の養成を担っていた。しかしこれからは、他の専門的資格と同様に、高等教育機関が担い手となる時期にさしかかっているのではないだろうか。

また、手話通訳に関する諸々の考察の中で、高田・

安藤(1979)では、聾者とともに社会変革(ソーシャルアクション)を担っていく役割も手話通訳者にあることが重要だとされている。この論文が提出された当時は、あらゆる場面で差別があったが、それに関する相談期間が十分ではなく、また聴覚障害に理解のある専門職も非常に少なかったため、ろう者と手話通訳者が同じ志を持って、共にろう運動を進めなければならなかった背景がある。しかし、現在は、国内の社会福祉制度も醸成してきたこと、まだ少数ではあるものの、手話スキルを持ち、聴覚障害について理解のある、あるいは聴覚障害の当事者の弁護士や社会福祉士などの有資格者も増えていることを考慮すると、これまで制度がなかったために手話通訳者が一挙に担っていた役割が少しずつ細分化され、それぞれの専門分野に帰分散されていくべき時期にもさしかかっているといえる。そして、その分手話通訳者はより一層、手話通訳の専門性を高めていくことが求められることになる。また、通訳ニーズの高度化に伴い、地域の手話通訳養成講座だけでは高度に細分化された手話通訳ニーズに応えるだけの講座時間の拡大、質の向上などに対応しきれないという新たな課題も生まれている。手話通訳者の現任者研修を高等教育機関で実施することも、手話通訳者が専門的な内容を理解し、通訳するために有効な方策となり得る可能性がある。こうしたことも含め、手話通訳者の養成において高等教育機関の担う役割が今後ますます求められてくるだろう。

付記：本研究は科研費基盤(B)16H03813、基盤(C)15K04542の助成によって行いました。また、群馬大学における「学術手話通訳に対応した通訳者の養成」事業は日本財団の助成によります。記して感謝申し上げます。

引用・参考文献

- 二神麗子・金澤貴之・任龍在・上田征三(2016)「議員提案条例における当事者性の反映に関する一考察-前橋市手話言語条例の制定プロセスから-」, 未来の保育と教育, 3, 9-18.
- 原順子(2013)『聴覚障害ソーシャルワーク』明石書店.
- 金澤貴之(2011)「G大学における聴覚障害学生への手話通訳による情報保障の実現-実現過程の言説的検討を中心に-」, SNEジャーナル, 17(1), 190-202.
- 水野映子(2014)「聴覚障害者が働く職場でのコミュニケーションの問題-聴覚障害者・健聴者に対するアンケート調査をも

高等教育機関における手話通訳者の養成に関する課題

- とにー」, Life design report, 210, 4-15.
- 文部科学省 (2017) 「平成29年度学校基本調査 (確定値) の公表について」 (報道発表).
- 日本学生支援機構 (2017) 「平成28年度 (2016年度) 大学, 短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の就学支援に関する実態調査結果報告書」, 日本学生支援機構.
- 手話通訳士実態調査事業委員会 (2010) 「手話通訳士実態調査事業報告書」, 社会福祉法人聴力障害者情報文化センター.
- 高田英一・安藤豊喜 (1979) 「日本における手話通訳の歴史と理念 (第8回世界ろう者会議提出論文)」日本聴力障害新聞, 6月1日号.
- 全日本ろうあ連盟 (2017) 「厚生労働省 平成28 (2016) 年度障害者総合福祉推進事業 意思疎通支援者養成研究事業報告書」, 厚生労働省.

(ふたがみ れいこ・かなざわ たかゆき・なかの さとこ)

GID (性同一性障害) 学会第20回研究大会 ポスター発表 (2018年3月24-25日発表) ※2017年度報告書に間に合わなかったため、本報告書に掲載。

ポスター発表

日本手話の LGBT 表現に見られる非対称性

川端 伸哉

群馬大学 学生支援センター

はじめに

近年, LGBT に関する手話表現の見直しが図られている. 新設 C チーム企画 (2014) 「ろう LGBT サポートブック」によれば, その表現例としては, 例えば「トランスジェンダー」は胸部に「V 手型」を接触させた状態から, 手首を回転させながら前方に動かすものである. そして「レズビアン」の場合は, 利き手の小指を立てた (女性を意味する) 「I 手型」を, 「ゲイ」の場合は利き手の親指を立てた (男性を意味する) 「A 手型」手型を, 胸部に接触させるものである. この特徴は, 手話表現の中で相対的に「写像性」が弱い表現である点にあるといえる. ではなぜこれらの表現が採用され, 当事者団体により普及啓発が図られているのか. この検討のためには, これまでろう者の間で広く用いられていた LGBT の単語に内在する, 当事者から不快感・抵抗感を感じさせる要因を分析していく必要がある. そこで本報告では, これまで日本のろう者の間で用いられて, 差別性を指摘されることとなった「レズ」「ホモ」をとりあげ, その特徴について検討することとした.

「レズ」と「ホモ」の手話表現に見られる写像性

日本手話の「レズ」は, 左右で形作った小指を立てる (女性を意味する) 「I 手型」を身体の正面の位置に置き, 双方の小指を上下に 2~3 回こすり付ける動作を行うことで表される. これはすなわち, 小指を女性の身体に見立てることで, 2 人の女性が身体全体をこすり合わせている様, すなわち性行為そのものを表したものである. 一方, 日本手話の「ホモ」は, 両手の「L 手型」(いわゆる「ピストル」の形) を用い, 非利き手のその手根部分に, 聞き手の人差指の先端を接触させることで表されるものである. これはすなわち, 一方の男性の肛門に他方の男性の生殖器を突き当てる様を表すものである. 両者に共通しているのは, ①いずれも同性愛者の性行為を示しているという点と, ②それがその行為の様態そのものを手指で表現しており, 手話表現の中でも相対的に写像性が高い表現を用いているという点にある.

LGBT 表現に見られる非対称性

日本手話は音声言語と同様, 完全な統語規則を有する言語であり, 「恣意性」によって成り立つものである一方, 視覚言語ゆえに写像性の高い表現手段が技法的に用いられる特徴もある. そして「セックス」が, 両手の「V 手型」を二体の両脚に見立ててそれを重ねてこすり合わせる様で表されることから, 旧来の LGBT 表現が写像的であり, 生々しさを感じさせることをもって直ちに批判されるべきこととは言えない.

問題はその表現の写像性にあるのではなく, それがいかなるものの名称に用いされているかと

いう点にあるのではないか。すなわち、「セックス」の手話表現が写像的であってもそれはある人の属性を示すものではないにも関わらず、「レズ」「ホモ」がその人の性行為のみならずその属性自体を表すものとして用いられている点に、名称付与の非対称性を見出すことができる。非対称性は多数と少数、大きな権力を持つ者とそうでない者の力関係の差で生じる（佐藤, 2005）。このように、マジョリティ側から一方的に名称付与され、その使用を余儀なくされるという LGBT が置かれる非対称性は手話表現においても見出すことができるのではないか。

文献

佐藤裕 (2005) 『差別論——偏見理論批判』明石書店

著者連絡先

川端 伸哉

群馬大学 学生支援センター

371-8510

群馬県前橋市荒牧町 4-2

Kaede.kawa@gunma-u.ac.jp

日本手話のLGBT表現に見られる非対称性

※本発表は日本聴覚言語学連合会の一環で行われています。
 (日本手話・LGBT表現がテーマのセッション)

川端 伸哉
 群馬大学 学生支援センター
 kaede.kawa@gunma-u.ac.jp

はじめに

近年、LGBTに関する手話表現の近況が図られている。新設Cチーム企画(2014)「ろうLGBTサポートブック」によれば、その表現例としては、例えば「トランスジェンダー」は胸部に「V手型」(しゃんげんのチヨコ)を接触させた状態から、手首を回転させながら前方に動かす。

はじめに

「レスビアン」の場合は利き手の小指を立てた(女性を意味する)「A手型」



「ゲイ」の場合は利き手の親指を立てた(男性を意味する)「B手型」



はじめに

手話表現の中で相対的に「写像性」が弱い表現である点にある。

- なぜ…
- ・当事者団体により普及啓発が図られているのか、
 - ・当事者から不快感・抵抗感を感じさせる要因を分析していく必要がある。
- 差別性を指摘されることとなった「レス」「ホモ」をとりあげ、その特徴について検討する。

「レス」と「ホモ」の手話表現に見られる写像性

日本手話の「レス」は、左右で形作った小指を立てる「A手型」を、双方の小指を上下に2〜3回こすり付ける動作を行うことで表される。

女性の身体に員立てることで、2人の女性が身体全体をこすり合わせている様、すなわち性行為のものを表したものと見える。



「レス」と「ホモ」の手話表現に見られる写像性

日本手話の「ホモ」は、両手の「L手型」(「ヒストル」の形)を用い、非利き手のその手根部分に、利き手の人差指の先端を接触させることで表される。

一方の男性の肛門に他方の男性の生殖器を突き当たる様を表すものといえる。



「レス」と「ホモ」の手話表現に見られる写像性

● 両者に共通していること

- ①同性愛者の性行為を示しているという点
- ②その行為の模様そのものを手指で表現しており、手話表現の中でも相対的に写像性が高い表現を用いているという点

LGBT表現に見られる非対称性

日本手話は普通言語と同様、完全な統語規則を有する言語であり、「恣意性」によって成り立つものである一方、視覚言語ゆえに写像性の高い表現手段が技法的に用いられる特徴もある。

LGBT表現に見られる非対称性

「セックス」が、両手の「V手型」を二体の両脚に見立ててそれを重ねてこすり合わせる様で表される。

旧来のLGBT表現が写像的であり、生々しさを感じさせることをもって直ちに批判されるべきこととは言えない。



LGBT表現に見られる非対称性

問題点

「セックス」の手話表現が写像的であっても、それはある人の属性を示すものではないにも関わらず、「レス」「ホモ」がその人の性行為のみならずその属性自体を表すものとして用いられている点

名称付与の非対称性を見出すことができる。非対称性は多数と少数。大きな権力を持つ者とそうでない者の力関係の差で生じる(佐藤, 2005)

LGBT表現に見られる非対称性

マジョリリティ側から一方的に名称付与され、その使用を余儀なくされるといふLGBTが置かれる非対称性は手話表現においても見出すことができるのではないか。

文献
 佐藤裕(2005)『差別論—偏見理論批判』明石書店

AHEAD JAPAN (全国高等教育障害学生支援協議会) 第4回大会 ポスター発表 (2018年6月28日～30日発表)

大学の講義を通じた日本手話習得の課題

※群馬大学教育学部 ※群馬大学学生支援センター
金澤貴之※ 二神麗子※ 川端伸哉※

「学術手話通訳者不足の解決の活路①」

- ① 学生を手話通訳者として養成
 - ・ 「手話サポーター」制度の拡充→「学術手話サポーター」
 - ・ 手話習得のあり方の見直し。毎日手話を使う環境を整備
 - ・ 学術用語に日々触れている学生が手話通訳技術を身につける意義
- ② 地域の手話通訳者向けの研修
 - ・ 学術手話通訳に専じた手話通訳者の数を増やす

→ 日本財団助成事業「学術手話通訳に対応した通訳者の養成」へ

- ③ 学生が手話通訳スキルを身につけることの意義
 - ・ 聴覚障害学生の手話通訳ニーズに応えることができる
 - ・ 手話通訳資格を取得した学生が一般企業や学校に就職すれば、それぞれの職場に手話通訳資格を持った社員や教員が増加
 - ・ 手話通訳者を、派遣業から雇用別にシフトさせていくべき、という全国手話通訳問題研究会の今後の方向性にも内蔵
 - ・ 障害者差別解消法や手話通訳条例による手話通訳者不足への打開策

課題解決の活路② ホットニュース! 群馬県教員採用試験の変更について

◎平成30年度実施(平成31年度採用)の主な変更点

◎所有資格による加点制度

手話通訳士(資格)を有する入試科目に手話通訳者認定試験合格者には、第1次試験には加点します。

「学術手話通訳に対応した通訳者の養成」事業とは?

- ④ 学術的な内容に親しんでいる学生を養成し、手話通訳技術を身につけさせる
- ・ 1年次に手話の習得
- ・ 2～3年次に手話通訳技術と資格取得
- ・ 4年次に手話通訳者として学内の情報保障に
- ⑤ 地域通訳者が大学での講義に対応できるようにする
- ・ 県との連携による、研修の場の保障

詳細はパンフレットに♪

学生の手話通訳養成がめざすところ

- ・ 学生が手話通訳レベルの高い技術を身につけ、手話通訳サポーターとして学内での手話による情報保障の担い手を養成する。
- ・ 大学在籍中に手話通訳者(手話通訳士)資格の取得を目指す。

※手話通訳養成講座とは
全課程を修了することにより、全国手話通訳者統一試験の受験資格が得られる。

基本コース	履修により卒業する。手話通訳者(手話通訳士)資格取得を目指す。手話通訳者(手話通訳士)資格取得を目指す。手話通訳者(手話通訳士)資格取得を目指す。
応用コース	基本コースを修了した専攻
実践コース	応用コースを修了した専攻

通常、3年かかるところを1.5年に短縮!

在学中に手話通訳技術を習得する「鍵」

学部	1年	2年	3年	4年	1年	2年
手話通訳者(手話通訳士)資格取得	入門手話通訳者(手話通訳士)資格取得	基礎手話通訳者(手話通訳士)資格取得	応用手話通訳者(手話通訳士)資格取得	実践手話通訳者(手話通訳士)資格取得	手話通訳者(手話通訳士)資格取得	手話通訳者(手話通訳士)資格取得

いかにして1年次に日本手話スキルを効率よく身につけさせるか

手話習得の講義(1年生対象)の実際 講義の組み立て

1年(通年)	2年	3年	4年	5年
手話通訳者(手話通訳士)資格取得	基礎手話通訳者(手話通訳士)資格取得	応用手話通訳者(手話通訳士)資格取得	実践手話通訳者(手話通訳士)資格取得	手話通訳者(手話通訳士)資格取得

手話習得の講義(1年生対象)の実際 手話習得の課題

【ナチュラルアプローチの効用と留意点】

- ・ 日本語を介さずに、手話で手話を考え、手話を習得する
- ・ よりネイティブに近い言語習得を図る
- ・ 毎日「手話だけになる」十分な時間の確保が不可欠

しかし大学での時間枠設定には限界がある(手話通訳専門課程ではない)

▶ 講師が手話で話しても、受講者は勝手に日本語をあてはめてしまう!

→ 自らの母語である日本語のモーラ(拍)に変換してしまう

日本語のモーラ	わたしの なまは は さと くら いう
日本語のモーラ	私 / 名前 / 佐藤 / いう
日本語の影響を受けた手話発音のモーラ	私 / 名前 / 佐藤 / いう

→ 講義で解説を加え、拍を意識化

手話習得の講義(1年生対象)の実際 課題解決に向けて-グラマティカルアプローチによる補強-

【ナチュラルアプローチの補強としてのグラマティカルアプローチ】

- ・ 文法理解の学習
- ・ 基本ダイアログの動画を見ながら自分で発音
- ・ NMM(非手指模倣)の発音に意識を向ける

NMM学習前 vs NMM学習後

文法・語彙化
補強と習得
文法学習後、表情にも意識が行き届くように、乗取りをしながら発音を促すと、顔が合った表情ができる。

手話習得の講義(1年生対象)の実際 課題解決に向けて-講義の「紐付け」-

- ・ 週に3コマの講義は、同じ「話学」でいい
- ・ 単独でも意味があるが、全て受講することで相乗効果の期待

2017年度 後期の例

- ① 「手話と情報アクセシビリティ」(14名)
- ・ 「情報アクセシビリティ」のテーマに追加した学際的な練習
- ・ 授業時のアクセシビリティの課題
- ② 「言語としての日本語A11」(17名)
- ・ 習得者の動画をを用いた文法説明(断片文、RSなど含む)

テーマ:「聴覚所での会話」・文法:RS
例文:
「さっき女の音が『おとうさんどこ?』って言った」「それはわいというに、一緒に探しましょうか?」「そうしましょう」という会話をしました。

手話習得の講義(1年生対象)の実際 授業の様子(後期の「紐付け」例)

手話と情報のアクセシビリティ | 言語としての日本語A II

言語としての日本語実践A II

Supported by

群馬大学 THE NIPPON FOUNDATION

本事業は日本財団による助成を受けて実施しています。

第14回日本聴覚障害学生高等教育支援シンポジウム ポスター発表 (2018年10月28日発表)

授業における手話通訳者養成の実践報告

手話通訳者養成カリキュラム「基本課程」準拠「日本手話と日本語の違いを考えるⅠ」

群馬大学 ¹⁾学生支援センター・手話サポーター養成プロジェクト室 ²⁾教育学部
能美由希子 ¹⁾ 二神麗子 ¹⁾ 川端伸哉 ¹⁾ 金澤貴之 ²⁾ 下島恭子 ¹⁾

1、はじめに：科目開講の背景

本学では、2017年度より日本財団助成による「学術手話通訳に対応した養成事業」を行っている。従来、手話奉仕員養成講座から手話通訳者養成講座の受講修了まで5年以上必要だが、本事業におけるカリキュラムは、その期間を3年に短縮することを試みている。当該授業は、昨年度1年間で手話奉仕員養成講座相当レベルの手話を習得した学生が、今年度前期に受講した科目である。

2、「日本手話と日本語の違いを考えるⅠ」概要

- 1) 到達目標：各都道府県必須事業の手話通訳者養成カリキュラム「基本課程」の内容を習得する。
- 2) 形式：演習（手話表現・手話通訳実技を含む）
- 3) 履修登録者：18名（全て教育学部在籍。うち16名は障害児教育専攻2年生の全数）
- 4) 提出課題：週3回（シャドーイング12回、聞き取り18回、読み取り3回）
- 5) 授業および課題提出の工夫：
 - ・モチベーションを高めるため、できている点や改善できた点を明示
 - ・学生同士で見える目を養うため、既習事項（音韻・NMS等）に基づいたフィードバック
 - ・課題に取り組みやすい環境の整備例）・プロジェクト室にて課題撮影し、機材設定等の負担を軽減
 - ・プロジェクト室勤務のろう研究員が適宜手話表現等の質問対応
 - ・空きコマを授業時に把握し、複数人で集まって課題を取り組むように促す



受講生同士の動画撮影



3、授業担当教員および複数の研究員（ろう・聴者）による課題フィードバック

学生から提出された課題は、授業担当教員だけではなく、プロジェクト室勤務のろう・聴研究員もチェックした。学生に対しては、適宜コメントとしてフィードバックすることで、手話通訳技術の改善を図った。

【学生へのコメント例】

- ・単語毎にうなずきがち→文のかたまりを意識し、動作をコントロールするよう指摘
- ・うなずき動作の単調さ→うなずきのバリエーションの説明
（頭を前に出して止めるうなずき、単語から遅れて表示されるうなずき、等）
- ・手話とマウジングの拍のズレ→複合語の表現（音韻変化）の説明
（一つのまとまりになるように表現する。マウジングの速度を2倍してみる、等）



4、関連講座「手話検定試験対策講座」の開講

自学として語彙を増やす機会を設けるため、手話検定試験への受験を促した。受験予定者のうち希望者に対して、手話検定試験対策試験対策講座（全2回）を開講した。

【概要】

- ・筆記試験対策の勉強方法
- ・音韻（手の形・動き・位置）への意識づけによる正確な記録方法
- ・ミニマル・ペアを活用した想起方法
- ・模擬面接およびフィードバック



本事業は日本財団による助成を受けて実施しています。

昭和52年12月3日第三種郵便物認可 (毎月18回・1・2・3・5・6・7日の発行)
 平成31 (2019) 年01月02日発行 SSKP通巻第709号

おたより

「学術手話通訳に対応した通訳者の養成」を目指すもの

- ※学術的な内容に親しんでいる学生を養成し、手話通訳技術を身につけさせる
- ・1年次に手話の習得
- ・2～3年次に手話通訳技術と資格取得
- ・4年次に手話通訳者として学内の情報保障に
- ※地域通訳者が大学での講義に対応できるようにする
- ・県との連携による、研修の場の保障

図1

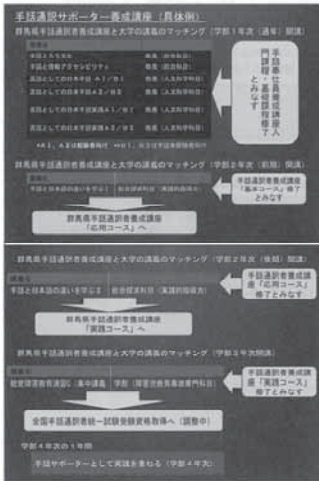


図2

群馬大学では1年間に手話通訳を依頼している件数は3桁にのぼります。日常的に手話通訳を配置しています。その体制を維持しようとしたら、学生を手話通訳に育てることを目指す必要がありました。これがこの事業のきっかけになっています。ただ、同時に地域通訳者にも研修の機会を設け、授業の上級編にあたる部分を地域の人にも公開します。

全通研(全国手話通訳問題研究会)もこれからは派遣型ではなく、雇用型の通訳にシフトする必要があると考えています。専門の学部で学び、手話通訳の資格を持って、企業で、学校で働き、必要に応じて通訳ができる人材、差別解消法や手話言語条例で、ますます通訳は必要になります。

今のままでは手話通訳制度は破綻!

群馬大学では昨年度から学術手話通訳に対応した事業をはじめました。びつくりしないでください。全国の手話通訳の制度はおそらく5年から10年後に破綻するのではないかと、とも言われています。養成時間がかかり長い。週に1度覚えては忘れを5年間繰り返さないとコースが終わらない。それを終わっても合格するまでには年数がかかる。多くの人が苦節10年でやっと合格。合格の平均年齢は40代。手話通訳者は60代前後くらいの人が最も多いのが現状です。だから5年、10年後に破綻するといわれています。若い人が育たない。学生が資格を取

全国に先駆けた養成カリキュラム

群馬大学では、手話通訳の資格をとれるカリキュラムを作りました(図2)。聴覚障害領域の特別支援学校の免許をとる人には必修。そして、群馬県では、教員採用試験で、今年度から手話通訳士、群馬県登録手話通訳者には一次試験に加点をすることになりました。1年生の時に週3コマ授業として手話

を習得します。2年生、3年生では前期1コマ、後期1コマ、3年生はプラス1コマと、3コマしか授業はしません。その代わりに週間に3回宿題をビデオで提出させます。本講座修了の学生は、群馬県の認定により、手話通訳者全国統一試験の受験資格が得られます。統一試験に合格し、群馬県の試験にも合格すれば有資格者となります。手話通訳技術と資格の取得を目指します。

課程終了後の4年次に「手話サポーター」として聴覚障害学生の支援者として活動します。

できない。そこで、手話通訳養成そのものを変えることを考えました。大学で養成できるカリキュラムを整え、県と調整してもらえば、全国でマネできるだろう、というのが狙いです(図1)。

群馬大学では、手話通訳の資格をとれるカリキュラムを作りました(図2)。聴覚障害領域の特別支援学校の免許をとる人には必修。そして、群馬県では、教員採用試験で、今年度から手話通訳士、群馬県登録手話通訳者には一次試験に加点をすることになりました。1年生の時に週3コマ授業として手話

を習得します。2年生、3年生では前期1コマ、後期1コマ、3年生はプラス1コマと、3コマしか授業はしません。その代わりに週間に3回宿題をビデオで提出させます。本講座修了の学生は、群馬県の認定により、手話通訳者全国統一試験の受験資格が得られます。統一試験に合格し、群馬県の試験にも合格すれば有資格者となります。手話通訳技術と資格の取得を目指します。

課程終了後の4年次に「手話サポーター」として聴覚障害学生の支援者として活動します。



金子貴之先生 群馬大学教授

学術手話通訳に対応した通訳者の養成

群馬大学の中でスタートした学術手話通訳養成の事業について、金子先生に話していたたきました。現在はろう学生のニーズに合う学術手話通訳者の数が不足しているのが現状です。群馬大学では手話サポーターの養成が以前より行われて来ました。今後さらに充実した大学での手話講座と、地域の「手話養成講座」とのマッチングが行われ、大学在学中に手話通訳士の資格を取り、正式な仕事とした多岐な面で、通訳活動が行われるよう期待されています。(文II早志)



メディア掲載等

群大が手話教員養成

聴覚障害のある子どもたちが手話で授業を受けられるように、群馬大教育学部は2017年度から、手話通訳の資格を持つ教員の養成に取り組んでいる。群馬大によると、福祉系の大学以外で手話通訳者を養成するのは全国的にも珍しいという。

【鈴木敦子】

資格取得へ環境整備

国内で難聴も含めた聴覚障害がある児童・生徒は1万2182人で、そのうち県内は256人（文部科学省の2017年度調査）。重度聴覚障害者の多くが通う県立ろう学校では、研修などで手話を学んだ教員らが授業をしたり、視覚情報で補ったりしている。

補聴器や人工内耳の技術が向上し、残っている聴力を最大限に活用する方法も進んでいるが、近年は手話による授業を重視する流れがある。15年施行の県手話言語条例の実施計画には「ろう学校で手話などを使った各教科指導」が盛り込まれ、前橋市が16年に制定した手話言語条例の推進方針は「学校で手話が必要な児童、生徒らへの支援に努める」と明記した。

こうしたことから、群馬大は17年度に、あいさつや自己紹介などの「初級レベル」から、日常会話ができる「中級レベル」を想定した教養科目と、県手話通

訳者養成課程レベルに相当する専門科目など計9講座を開講した。1年生で手話を習得し、2〜3年生で技術を磨いて関連資格を取り、4年生で手話通訳者として活躍できるのが理想という。

初年度は約200人が初級レベル、そのうち約20人が中級レベルを身につけた。一方で、受講開始時の学年により練習時間を十分に取れない学生がいたり、個々の技術力に差がみられたりした。

「群馬大手話サポーター養成プロジェクト」

ト室・責任者で群馬大教育学部の金沢貴之教授（特別支援教育）は「初年度から『手話で行う授業』に学生がついてこられた点は良かった」と一定の評価をしつつ、「今後は手話通訳の資格を確実に取得できる環境を整えなければならぬ」として、動画の課題を毎回出させるなど「手話漬け」の時間を増やすことに力点を置くという。

一方、金沢教授は群馬大での取り組みを通して全国的な手話通訳者の底上げにもつながりたい意向だ。「手話が手話通訳の授業で手話を使う学生たち」前橋市荒牧町の群馬大教育学部で



できる人がすぐ通訳になれるわけではない。現状は、自治体がサークルや講習を開催しても、手話通訳者はなかなか増えていない。養成体制や習得方法、教員など根本的に見直している。

採用試験で加点

公立学校 県教委、今年度から

県教委は今年度（18年度）に実施する公立学校の教員採用試験から、手話通訳士の有資格者と県手話通訳者認定試験合格者に第1次選考（筆記試験）で加点する。県立ろう学校で勤務するほか、県立ろう学校の児童生徒や、聴覚障害のある子どもが市町村の小中学校を希望した場合その学校に配置される可能性もある。同僚教員向けに手話研修を実施してもらうことも想定している。

【鈴木敦子】

手話言語条例 県と14市町制定

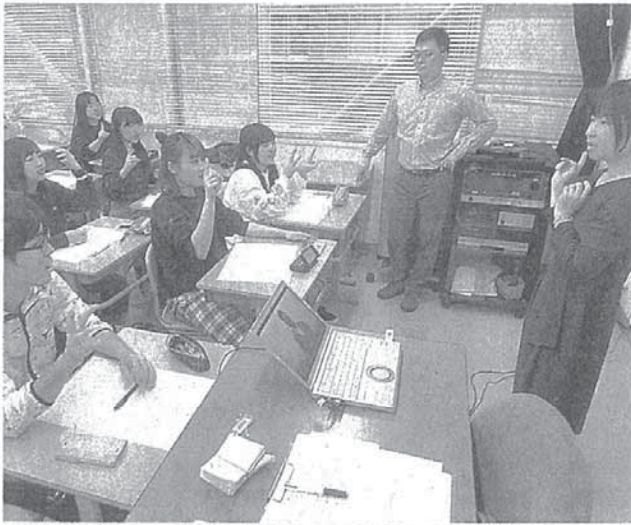
手話を「言語」として普及を促進する手話言語条例は2013年に鳥取県が初めて制定。今年4月現在で全国178の都道府県や市町村が手話言語条例を制定している（全日本ろうあ連盟調べ）。県内は県と14市町が制定している。

群大から育て手話でできる先生

学校で授業を受ける聴覚障害者支援のために手話ができる教員を育てようと、群馬大学教育学部(前橋市荒牧町4丁目)は、手話通訳者の養成を目指す授業カリキュラムを昨年度から採り入れている。聴覚障害者の大学進学率が上がる一方で、手話通訳者は高齢化が進む。「教員の卵」の学生の段階から環境改善を図ろうという取り組みだ。

「話以上です」「おしま いう意味の手話を見せると、い」「終わり」。教壇に 学生たちがその翻訳を次々に

立った教員の川端伸哉さん 書きつづっていく。群大荒牧(39)が「言」「終わり」と キャンパスであった手話サポ



手話サポーター養成の講義をする手話通訳士の能美由希子さん(右)と教員の川端伸哉さん=群馬大荒牧キャンパス

学校での聴覚障害者支援へ教育学部

種類	代表的な役割	認定者	特徴
手話奉仕員	地域での身近な手話活動	市町村	2年間の研修を修了し、資格試験合格が必要
手話通訳者	講演会などでの手話通訳	都道府県	初心者で最短5年間、手話奉仕員で最短3年間の研修を修了し、資格試験の合格が必要
手話通訳士	政見放送や裁判所などの手話通訳	厚生労働省	「聴覚障害者情報文化センター」(東京都)実施の資格試験に合格が必要。受験資格は20歳以上

■手話の公的資格

「インター養成講座の1コマだ。学生たちが学んでいたのは、ろう者の間で自然に受け継がれてきた「日本手話」。日本語の単語と手の動きを対応させた手話とは違い、日本語と異なる文法と独自の手の動きなどで伝える。

初年度200人受講「モデルケースに」

同じく教員で手話通訳士の能美由希子さんは学生らに「手話で表されていることを全部訳す必要はない。できるだけ短い表現で違和感のない日本語になるよう気をつけ」と助言した。

受講している2年の宮沢真帆さん(21)は「資格を取ってろう者の力になりたいと思っただけで、2年の矢野修平さん(20)は「資格を取れば、教員採用試験で加点になり、有利だと思っただけ」と率直な動機も。

手話の公的資格は厚生労働省の認定試験合格者である手話通訳士▽都道府県認定の手話通訳者▽市町村が置く手話奉仕員の3種類ある。群馬の場合、現行では手話通訳者になるまで、手話を身につける講座に2年、通訳養成講座に3年の最低計5年の受講が必要となる。このため、4年制の学部学生が現役のまま取得はできない。実際、受講者は40〜50代が大半だ。そこで、群大は昨年度から県と共同で独自の手話通訳者の養成カリキュラムを導入。最短2年半の講座受講で手話通訳者の全国統一試験を受けられる。3年生で県の認定を受けられれば、4年生で通訳者として活動が可能だ。

初年度は約200人が受講し、うち約20人が今年度も引き続き中級レベルの講義を受講している。教育学部での取り組みは全国的にも珍しく、群大はモデルケースにしたいという。

企画したのは教育学部障害児教育講座の金沢貴之教授(47)。自身は学部学生時、教育実習で都内のろう学校に配属となり、ろう教育の研究を始めた。手話通訳を必要とする学生が入学し、学術的な通訳には大学全体で通訳の確保に取り組み必要があると考えたのがきっかけだという。

ろう教育ではかつて口の動きを読む「口話法」が優先され、手話の使用が事実上禁じられてきた。2006年に国連で採択された障害者権利条約や、11年に日本で施行された改正障害者基本法で手話は言語として認められ、手話を使った教育も見直された。

金沢教授は「大学で手話通訳者が養成できるようにすれば、高等教育機関への聴覚障害者の進学もしやすくなる」とみる。さらに「大学院などで学術的な研究をしたり、医師や弁護士などの専門職に就いたりする環境も築けるのではないかと期待している。」

(上田学)

雑誌取材記事『リベラルタイム』（リベラルタイム出版社）
2018年5月号（第18巻5号通巻204号、82 - 84 p）



取材日／2018年2月8日
PHOTO／荒井孝治 構成／本誌・渡邊俊太郎

田代沙織のここが聞きたい!

「手話は一つの言語である」このことを社会全体で理解をし、聾者も耳が聴こえる人も、皆が幸せに暮らせる世界にしたいですね。日本のもう一つの言語とかけまして、炭酸飲料と解きます。そのココロは……手話・手話（シュワシュワ）しています。（田代沙織・記）

群馬大学教授

金澤 貴之

二〇一三年に鳥取県で成立した手話言語条例を始め、全国各地域でたくさんの方の同条例がつけられている。

また、大学に進学する聾者も増えた。

聾教育における「手話」の可能性を再考することで、

優秀な人材を生み出すことが可能になる

聾者の可能性を広げる「手話」

手話は一つの言語である

田代 恥ずかしながら手話と日本語が別物であるとは、先生の著作を拝見するまで知りませんでした。

金澤 そのように習う場所がないのでしかたないのかもしれませんが、例えば日本語は、五W一Hの疑問詞は常に文末にくるのです。「あなたは何を買

う？」だったら「あなた買う何？」という語順です。このように、手話は明らかに日本語と一緒にできません。ところが、そういう習い方はしないし、

手話には一つの単語に対して用法等を

細かく記した、いわゆる「辞書」がなく、

単語帳のようなものしかないのです、勉強しようと思ったら単語を覚えてその

組み合わせで文章を表すしかないのです。

田代 ちゃんとした言語であるけれども、辞書がないという大きな障壁があるのですね。

金澤 聾者が手話を使っている時に脳のどこが動いているかを測定すると、身振り手振りを見る時に機能する場所ではなく、音声言語と同じ場所を使っ

て処理していることから、手話が他の言語と同機能を持つていることはほぼ証明されています。

田代 手話の歴史が浅いことも一因なのでしょう。

金澤 歴史が浅いことと、手話が言語であるかないかというのは別問題です。例えば違う言語を話す人々が同じ場所で生活を共にした時、だんだんどちらの母語でもない何かが出来上がってきます。そしてその子どもの代になると、両親の母語とは異なる完成された文法が確立されるのです。これを言語学の分野では、クレオール化といいます。そういった意味では、一世代あればある一つの言語が誕生するといえるのです。

手話は聾学校があったから生まれたのです。それゆえに手話は聞こえる先生がつくって子どもに与えたという解釈は誤解です。聾の人達はだいたい人口の〇・一%の確率で生まれます。つまり、とあるコミュニティーに聾の子どもが一人生まれたとしても、そういった子どもは点在するわけです。たった一人聞こえない人がいても、その人

の親は聞こえていて日本語を喋るので、手話は生まれません。聾教育によって聞こえない子ども同士の集団が確保され、聞こえない子どもが集まる場所を

ある意味半強制的につくったことよって、子ども同士の間でクレオール化が起こり、手話という言語が生まれたのです。この〇・一%の確率は日本だけ

けでなく世界でも同じ話ですから、世界的にも同じことがいえると思います。

田代 法律という面では遅いけれど、条例は進んでいるみたいですね。

金澤 手話言語条例は全国で百二十以上できています。手話言語条例はできましたが、なぜ手話点字条例や手話車椅子条例ではなく、手話単独の条例なのかという点、一つは障害者差別解消法という、あらゆる障害者に関し

て差別を禁止して配慮を提供する義務を求める法律が施行されたことが挙げられます。

これはどういうことかという点、手話を覚えていない人がいたとして、それは差別問題ではないので、差別解消法のまな板に載らないのです。だから手話の問題は差別問題とは別に考える

必要があります。手話の単独の条例をつくることは、手話という言語の存在を認めて欲しいという願いなのです。そこそ先ほども述べたように手話というものがあることを誰も知らないぐらいなのです。

また、手話は聾教育の中で、言語としてでたらめなものだと思われ、八十年もの長い間禁止され、獲得する権利を奪われてきた歴史があります。手話言語条例の大きな特徴の一つは、前文が結構長い。その中で聾者の歴史について触れていて、聾教育の中で手話が禁止されてきたという点に触れ、いまは権利として認められてきているという歴史について長々と書いてある。その前文のところに聾者の思いがあり、条例をつくる意味と本質があるのです。

手話通訳者の養成に尽力

田代 先生は手話通訳者の育成もなされていますね。

金澤 手話通訳者を養成する授業のカリキュラムをつくっています。なぜ手話通訳の養成が必要なのかという点、安倍晋三首相もいつている一億総活躍





●かなざわ たかゆき / 1971年生まれ、94年東京学芸大学卒。同大学院修士課程修了。筑波大学文部技官、同大学助手を経て、2000年に群馬大学教育学部障害児教育講座に講師として着任。現在、同大学同教授、手話サポーター養成プロジェクト室プロジェクトリーダー。全国の聴覚障害者学生支援の体制整備に尽力。著書に「手話の社会学 教育現場への手話導入における当事者性をめぐって」(生活書院)等がある。

社会の実現のためです。つまり、何かの支援が必要で働けない人達が、働けるようになる仕組みをつくるのが大事だと思っております。

障害のある方っていま大学に進学する人がすごく増えているのです。そうした時に聴覚障害のある学生を支援するためには、まず手話を身につけるのに、日常のコミュニケーションで必要な通訳とは違うレベルの、学会発表等を通訳できる学術手話に対応した通訳者が必要なのです。しかし、手話通訳養成自体にも課題があります。端的にいうと、通訳者の高齢化が進んでいるので

群馬県の例でいうと、手話通訳者になるには、まず手話を身につけるのに二年、手話通訳養成で三年の計五年がかかるのです。大学生だったら卒業してしまいますし、五年間も毎週通い続けられる人というのは、基本的に専業主婦なのです。手話通訳養成カリキュラムは、専業主婦がたくさんいた昭和時代の発想なのです。しかし、現在は専業主婦の方が減っており、一方で若手を育てられるようなシステムになっていないのです。だから大学で手話通訳者を養成することがうまくいけば、

それは群馬大学だけではなく他の大学でもうまくいくことになりませんし、手話通訳者人口は増えるのではないかと思います。大学で実現可能なカリキュラムを考えたのです。

次世代の子ども達のために

田代 障害者政策は難しいですね。金澤 障害者政策はバランスが難しい。国の法律として手話言語法が必要なのは、次世代の障害者リーダー育成に注力するためです。

聾の人は夢として、いつでもどこでも手話を通じる世界をつくらせてほしいと考えています。そこで手話通訳者をもっと増やしてほしい、となる。しかし、国の予算を増やしても通訳者は増えない。手話言語法は子ども達の教育のために不可欠です。人が言語を獲得するのは、〇〜六歳の間です。その期間にしっかりとした環境を整えていかなければならない。優秀なリーダーが必要なんです。

それは群馬大学だけではなく他の大学でもうまくいくことになりませんし、手話通訳者人口は増えるのではないかと思います。大学で実現可能なカリキュラムを考えたのです。



●たしろ さおり / 1984年東京都生まれ。落語ができるアイドル「落ドル」として、テレビ・ラジオ等への出演の他、アマチュア落語家として高座にもあがっている。2015年1月よりBSデジタル放送BS11(211ch)の「リベラルタイム」(毎週火曜日23:00~)に出演中。

田代 今後の目標はありますか。金澤 この学術手話通訳に対応した養成事業を成功させることです。大学で手話通訳者が養成できるようにすること。そして、それによって聴覚障害者の高等教育進出、大学院等で学術的な専門職につけるような環境づくり、それが日本に広がっていくように尽力していきたいです。

それは群馬大学だけではなく他の大学でもうまくいくことになりませんし、手話通訳者人口は増えるのではないかと思います。大学で実現可能なカリキュラムを考えたのです。

テレビ取材

1. NHK Eテレ

[番組名] ろうを生きる難聴を生きる (2018年8月18日放送)

「どうする？聞こえない大学生への手話通訳支援」

[概要]

大学に進学したろう・難聴の大学生への手話通訳支援の取り組みについて、先進的な取り組みを行っている大学の事例として、本学及び大阪大学が取り上げられた。特に本学の紹介については、実際の講義の様子とカリキュラムに注目し、詳しく紹介された。

2. 群馬テレビ

[番組名] ・ニュース JUST6、ニュース eve8 (2019年2月5日放送)

「【特集】手話の力を群馬から～群馬大学の取り組み～」

・ニュース JUST6、ニュース eve8 (2019年2月6日放送)

「【特集】手話のチカラを群馬から～押し寄せる課題～」

[概要]

ニュース中の特集として、2日間に渡り放送された。手話通訳者養成に関する講義場面の撮影とスタッフ・受講学生へのインタビューの取材を基に構成された。

[番組ホームページ]

(ニュース JUST6) <https://www.gtv.co.jp/program/info/just-6/>

(ニュース eve8) <https://www.gtv.co.jp/eye8/>

3. 日本BS放送(BS11)

[番組名] ・リベラルタイム (2019年2月5日放送)

「障害者問題を考えるⅠ“障害者が活躍できる社会”」

・リベラルタイム (2019年2月12日放送)

「障害者問題を考えるⅡ“手話通訳者の育成”」

[概要]

今の日本社会が抱える様々な課題を1ヶ月に渡って真摯に考える番組(番組ホームページより引用)。2月は「障害者問題を考える」というテーマが設定され、ゲストとして本事業プロジェクトリーダーの金澤が出演し、2週に渡って大学における手話通訳人材の養成の必要性を含む、障害者に関する課題について紹介された。

[番組ホームページ]

<https://www.bs11.jp/news/post-14/>

プロジェクトメンバー

手話サポーター養成プロジェクト室

- ・プロジェクトリーダー

金澤 貴之

- ・助教

二神 麗子

- ・研究員

川端 伸哉

下島 恭子

能美 由希子

甲斐 更紗

- ・技術補佐員

深澤 昌子

障害学生サポートルーム

- ・専門支援者

古川 香

秋山 紗恵

学務部 学生支援課

- ・課長

青木 あずさ

- ・副課長

湯本 直哉

- ・学生支援係長

西川 二郎

- ・学生支援係員

宇敷 友紀

2018 年度「学術手話通訳に対応した通訳者の養成」事業 報告書

2019 年 3 月発行

国立大学法人 群馬大学

手話サポーター養成プロジェクト室

〒371-8510 群馬県前橋市荒牧町 4 丁目 2 番地

<http://sign.hess.gunma-u.ac.jp/>

TEL:027-220-7157 (直通) FAX:027-220-7390

